

医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うようお願いします。

令和5年11月1日から、国の制度見直しにより、紹介状を持たずに外来受診する患者等の「特別の料金」の額を引き上げます。**ただし、当院に対しての保険給付※1から一定額が差し引かれることとなっています。**

※1 保険給付とは、保険者から病院に支払われる金額のことをいいます。

- 一部の病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じています。
- このため、国の制度により、当院は、紹介状を持たずに外来受診する患者等のみなさまから、一部負担金（3割負担等）とは別に、「特別の料金」を徴収することとされています。
- まずはお住まいの地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受ける等、医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うよう、お願いいたします。

■ 当院における「特別の料金」の内容

「特別の料金」の対象となる患者	初診	他の医療機関からの紹介状なしで受診する患者
	再診	当院から、他の医療機関への紹介状を交付されたにもかかわらず、当院を受診する患者
「特別の料金」	初診	<u>7,700円（税込）</u>
	再診	<u>3,300円（税込）</u>

※ 緊急その他やむを得ない事情がある場合は、「特別の料金」を徴収しないことがあります。

※ 「特別の料金」の額には、消費税分が含まれます。

ただし、紹介状をお持ちでなくても、次に該当される場合は、ご負担いたしません。

◆ 公費負担医療制度の受給対象者

（結核医療、生活保護法、厚生医療、原爆認定医療、原爆一般医療、養育医療、中国残留邦人、肝炎治療特別促進事業、特定疾患など、児童慢性特定疾患、児童福祉施設措置医療、障害者医療、重度心身障害等）

※ こども医療、母子家庭等医療の助成制度を除く

◆ 救急車で搬送された重篤な症例の方、または救急搬送が必要と認められる場合

◆ 健康保険を使用しない場合（労働災害、公務災害、交通事故、自費診療等）

ご不明な点等ございましたら、総合案内にお尋ねください。

土谷総合病院